

令和 年 月 日議決・専決

令和 8年 4月 1日施行

令和 8年 3月 25日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和8年佐用町要綱第23号

佐用町立保育園乳児等通園支援事業実施要綱

佐用町立保育園乳児等通園支援事業実施要綱をここに公布する。

令和 8年 3月 25日

佐用町長 江 見 秀 樹

佐用町要綱第23号

佐用町立保育園乳児等通園支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、佐用町保育園条例（平成17年佐用町条例第87号）第2条に規定する保育所（以下「実施施設」という。）において、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15の規定に基づき、町が実施する法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定める。

(対象子ども)

第2条 事業の対象となる子どもは、利用日時点において0歳6か月から満3歳未満の子どものうち、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 居住自治体から乳児等通園支援事業の利用認定を受けている子ども
- (2) 保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育施設に就園していない子ども

(実施施設)

第3条 実施施設は、次表のとおりとする。

名称	所在地
佐用保育園	佐用町長尾905番地9
利神保育園	佐用町平福1408番地
上月保育園	佐用町上月880番地
南光保育園	佐用町林崎935番地
三日月保育園	佐用町三日月1107番地

(利用定員)

第4条 実施施設における1時間当たりの利用定員は3名とする。

(実施時間)

第5条 事業の実施時間は、午前8時から午前11時までとする。

(実施しない日)

第6条 次に掲げる日は、事業を実施しない日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前項に掲げる日を除く。）
- (4) 土曜日

(利用時間)

第7条 事業を利用することができる時間は、利用子ども1人につき1月当たり10時間を上限とする。利用時間は当月分のみ有効であり、前月以前及び翌月以降分

の使用はできない。

2 1回の利用時間は1時間以上とし、以降30分単位で利用することができる。

3 実施施設は、利用子どもの利用時間の管理を行うものとする。

(利用者負担額)

第8条 事業を利用した保護者は、町長が定める期日までに、利用子ども1人につき、次の各号に規定する額を利用料として納入しなければならない。

(1) 利用時間が1時間の場合300円

(2) 利用時間が1時間を超える場合300円にその超える30分までごとに150円を加算した額

(減免)

第9条 町長は、前条の規定により利用料を負担する者が次の各号のいずれかに該当する者であることにより利用料の納入が困難であると認めるときは、当該各号に規定する額を減額することができる。

(1) 事業を利用する日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である世帯

ア 利用時間が1時間の場合300円

イ 利用時間が1時間を超える場合300円にその超える30分までごとに150円を加算した額

(2) 保護者及び保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満である世帯

ア 利用時間が1時間の場合200円

イ 利用時間が1時間を超える場合200円にその超える30分までごとに100円を加算した額

(3) 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童が属する世帯又は特に支援が必要であると町長が認めた世帯

ア 利用時間が1時間の場合200円

イ 利用時間が1時間を超える場合200円にその超える30分までごとに100円を加算した額

2 前項に定める対象者が、利用料について減免を受けようとする場合は、町長に対して、自らが前項に定める対象者であることを証明する書類を提示した上で、減免を受けなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。